

会 員 加 入 申 込 書

泉大津商工会議所 御中

泉大津商工会議所の会員となることを承諾し、加入の申込を致します。

区 分	法 人 ・ 団 体 ・ 個 人	口	事業所No.	
(ふりがな)			TEL ()	
会 社 名	(印)		FAX ()	
			http://	
所 在 地	〒 -			
本 社 所 在 地	〒 -			
(ふりがな)			役 職 名	
代 表 者 名	(印)			
生 年 月 日	大 ・ 昭 ・ 平	年 月 日 生	携 帯 番 号	
E - m a i l				
(ふりがな)			役 職 名	
責 任 者 名	(印)			
生 年 月 日	大 ・ 昭 ・ 平	年 月 日 生	携 帯 番 号	
E - m a i l				
業 種		創 業 年 月 日	年 月 日	
		法 人 組 織 替	年 月 日	
取 扱 品		資 本 金	万円	
		社 員 数 (全 体) 名 (営 業 所) 名		
ニュース掲載	掲載する ・ 掲載しない	各種認証取得資格等		
取 引 金 融 機 関	銀行・金庫・協同組合		支店	紹 介 者
	銀行・金庫・協同組合		支店	
加 入 年 月 日	令和 年 月 日			
初 回 会 費 納 入 方 法	☐ 集 金 (令和 年 月～令和 年 月分 円) ☐ 振 込			
会 費 納 入 方 法	☐ 金融機関口座振替 (銀行・信用金庫・協同組合 支店) ☐ 振 込			
入 会 理 由	☐ 紹 介 ☐ 創 業 相 談 ☐ 金 融 相 談 ☐ 税 務 相 談 ☐ 経 営 相 談 ☐ 労働保険相談 ☐ 各種共済相談 ☐ そ の 他 ()			
情報利用目的	ご記入頂いた情報は、商取引の照会・斡旋等の商工会議所が行う実施・運営や商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用する他、会員名簿に掲載して公開・頒布することがあります。			
宣 誓	一． 泉大津商工会議所の目的に賛同し、入会を申込します。 二． 記載内容については、事実と相違なく、貴所の情報利用目的（上記）に同意します。 三． 裏面記載の泉大津商工会議所定款第10条第3項のいずれにも該当しないことを宣誓します。			(印)

【 整 理 欄 】			TOAS処理日	令和 年 月 日				
所 属 部 会	☐ 寝 装 リ ビ ン グ ☐ 繊維ファッション ☐ 工 業 ☐ 建 設							
	☐ 運 輸 倉 庫 ☐ 金 融 理 財 ☐ 一 般 商 業 ☐ サ ー ビ ス 商 業							
推 薦 者	副会頭,	部会長	初回会費 (円)	☐ 納入済 ☐ 請求済				
専務理事	事務局長	部 長	課 長	課長代理	係 長	主 任	部会担当	担当者

泉大津商工会議所定款（一部抜粋）

（会員の資格）

第10条 本商工会議所の地区内に引き続き6ヶ月以上営業所、事務所、工場又は事業場（以下「営業所等」という。）を有する商工業者は、本商工会議所の会員となることができる。ただし、次に掲げるものであって、常議員会の承認を得た場合は、本商工会議所の会員となることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、会員となることができない。

- (1) 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 反社会的勢力（①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。（以下同じ。））、②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標榜ゴロ、⑦特殊知能暴力団等、⑧その他①から⑦までに準じる者、⑨①から⑧までのいずれかに該当する者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する者、⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、⑪自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、及び⑬役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。以下同じ。）

泉大津商工会議所 会費負担基準算定表

A 会 費（月額）

法人 ＝ 4,500円（3口から）

個人 ＝ 2,700円（3口から）

＜法人1口あたり 1,500円＞

＜個人1口あたり 900円＞

B 持口数の算出方法

- ① 法人会費は 資本金割＋従業員割 3口以上
- ② 個人会費は 従業員割＋1口（平等割） 3口以上
- ③ 支店・出張所等は 原則として、支店等の資本金計算（下記）によって資本金額を算出し、基準表にあてはめる。

（計算式）

$$\frac{A' \times M}{M'} = A \quad (\text{支店等の資本金})$$

- ◆ 支店等の資本金 A
- ◆ 本店の資本金 A'
- ◆ 支店等の従業員数 M
- ◆ 本店の従業員数 M'

（1）資本金割による基準

資 本 金	口 数
300 万円以下	1
500 万円以下	2
1 千万円以下	3
3 千万円以下	4
5 千万円以下	5
7 千万円以下	6
1 億 円以下	8
1億円以上3千万円毎に 2 口 増 加	

（2）従業員割による基準

◆ 工業関係 ◆		◆ 一般商業関係 ◆	
従業員数	口 数	従業員数	口 数
5人以下	2	3人以下	2
10人以下	3	5人以下	3
30人以下	4	10人以下	4
50人以下	5	20人以下	5
70人以下	6	30人以下	6
100人以下	7	40人以下	7
300人以下	8	50人以下	8
500人以下	9	60人以下	9
700人以下	10	70人以下	10
1,000人以下	11	80人以下	11
		90人以下	12
		100人以下	13
1,000人以上 100人毎に2口増加		100人以上 20人毎に2口増加	